2026 年10月 7 日
株式会社東京エネシス

官製談合防止法違反および公契約関係競売等妨害に対する人事措置について

2026年7月3日付「弊社社員の逮捕について（第二報）」にて公表いたしましたとおり、群馬県上野村発注の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業に係る工事の指名競争入札における官製談合防止法違反および公契約関係競売等妨害の容疑で当社社員が逮捕・起訴されました。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆さま、お取引さまをはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、社外の有識者を中心とする特別調査委員会からの提言を真摯に受け止め、本事案の原因として指摘されたコンプライアンス意識の欠如、牽制組織の不在、行き過ぎた顧客第一主義および事業ポートフォリオへの変化に対応するため、再発防止策を速やかに実施してまいります。

また、今回の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、役職員一同、さらなるコンプライアンスの徹底に取り組むとともに、経営責任を明確にするため、本日開催の取締役会において役員報酬の減額について決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1.役員報酬減額の内容

現　職	氏　名	処分内容
代表取締役 社長執行役員	眞島　俊昭	月額報酬 30%減額
常務執行役員 グリーンエネルギー事業本部長	堀川　優次郎	月額報酬 30%減額

2. 対象期間

2026 年 10 月から 2026 年 12 月まで（3ヵ月間）

※本事案に係る社員に対し社内規定に基づき人事措置を実施いたします。

以上